

社会福祉法人八代市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人八代市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、役員及び評議員が理事会、監査及び評議員会並びにその他職務のために勤務した場合は、1回につき3,500円の報酬を支給する。

2 評議員には、定款第10条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

3 八代市、社会福祉法人八代市社会福祉事業団及び本会の給与を受ける者に対しては、報酬等を支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の各役員一人当たりの報酬総額は、各年度150,000円を超えない範囲とする。

(費用弁償の支給)

第5条 本会は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員が職務のため旅行した場合は、社会福祉法人八代市社会福祉協議会旅費支給規程により旅費を支給することができる。ただし、報酬を支払う場合は、日当は支給しない。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(その他)

第9条 役員及び評議員に限らず本会各種委員（評議員選任・解任委員等）についても、この規程を準用する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は平成29年6月27日から施行し、平成29年4月1日より適用する。
- 2 社会福祉法人八代市社会福祉協議会非常勤役員等の報酬及び旅費に関する規程については廃止する。